

8. 保育料（利用者負担）

◇保育料の算定

保育料は、特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもと同一世帯に属し、家計の中心となっている父母等の市区町村民税所得割額を合算した階層区分によって算定されます。小学校就学前子どもの父母の市民税が非課税で、家計の主宰者となる祖父母等と同居している場合は、家計の主宰者となる祖父母等の市区町村民税所得割額の階層区分によって算定されます。

令和6年4月～8月の保育料は令和5年度の市区町村民税所得割額、令和6年9月～令和7年3月の保育料は、令和6年度の市区町村民税所得割額によって決定します。4月からの保育料は3月中、9月からの保育料は8月中に保育料決定通知書を送付します。

※市区町村民税所得割額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除の税額控除前の額になります。
※施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、市が設定します。

令和6年度 保育料一覧（月額）

クラス 年齢	階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
				要保護世帯等		要保護世帯等
3～5歳児クラスおよび 0～2歳児クラスの非課税世帯			無償（0円）※			
0～2 歳児 クラス	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	C-1	市民税均等割	13,000円	4,000円	12,700円	3,900円
	C-2	市民税所得割額30,000円未満	16,000円	5,000円	15,700円	4,900円
	D-1	〃 30,000円～57,700円未満	18,000円	7,000円	17,600円	6,900円
		〃 57,700円～65,000円未満	18,000円	7,000円	17,600円	6,900円
	D-2	〃 65,000円～77,101円未満	27,000円	9,000円	26,500円	8,900円
		〃 77,101円～105,000円未満	27,000円	27,000円	26,500円	26,500円
	D-3	〃 105,000円～140,000円未満	38,000円	38,000円	37,300円	37,300円
	D-4	〃 140,000円～190,000円未満	44,000円	44,000円	43,200円	43,200円
	D-5	〃 190,000円～265,000円未満	55,000円	55,000円	54,000円	54,000円
D-6	〃 265,000円～380,000円未満	56,000円	56,000円	55,000円	55,000円	
D-7	〃 380,000円～	60,000円	60,000円	58,900円	58,900円	

※9. 幼児教育・保育の無償化について（本冊子19ページ）をご確認ください。

◇保育料の算定にあたっての注意事項

市区町村民税が未申告の場合や、課税証明書等の算定資料が未提出の場合は、**利用者負担額を一時的に最高額に設定します。**また、市区町村民税の申告・更正・修正があった場合や、転居や結婚・離婚等で世帯構成に変更があった場合は、保育料および副食費が変更となることがありますので、速やかに八潮市保育課または入所中の保育施設へ連絡のうえ、所定の手続きをお願いします。

なお、以下の場合には保育料および副食費の変更は行いません。

- ・年度内に市区町村民税額が確認できない場合、または税額が変更となった連絡がない場合。
- ・過去の年度分の修正申告等を遡って行ったことにより税額が変更となる場合。